

この手配旅行条件書は、旅行業法に基づき、当社がお客様に交付する取引条件説明書および契約書面の一部となります。お申し込みに関しましてはホームページ記載の内容および「手配旅行条件書」を充分にご確認の上、当手配旅行の内容につきご理解いただきますようお願い申し上げます。

第1条 手配旅行契約

(1)手配旅行契約

この旅行契約は、株式会社ユーツアー・サービス(以下「当社」といいます)が、お客様から委託により、旅行者のために代理・媒介又は取次をすること等により、旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。当社にご旅行の手配をお申し込みになるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。

- (2)手配旅行契約の内容は、本旅行条件書及び当社の旅行業約款(手配旅行契約)によります。
- (3)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。したがって、満員、休業、条件等不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます)をお支払いいただきます。
- (4)当社は、手配旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業して行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2条 旅行手配の申し込み

- (1)当社と手配旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定のご旅行参加申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金とともに、お申し込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2)お申込時点で満20歳未満の方は、保護者(親権者)の同意書が必要になります。
- (3)障害・慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を損ねている方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨手配のお申込時にお申し出下さい。当社は可能な限りこれに応じます。なおこの場合、旅行サービスの確実な提供のために、同伴者の同行を条件とさせて頂くか、ご負担の少ない方法を提案させて頂くか、場合によっては手配をお断りさせて頂くこともございます。
- (4)当社は同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定め、手配旅行契約の申し込みをされた場合、当該契約責任者をお客様構成員すべての契約締結に関する代理権を有しているものとみなし、当該契約に関する取引及び添乗サービスの提供に関する業務は、契約責任者との間で行います。しかし当社は、契約責任者とお客様構成員との間の債務、義務について、なんらの責任を負うものでもございません。又、契約責任者がご旅行に同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

<申込金>

手配内容による区分	旅行代金の合計	申込金(お一人様あたり)
国際線航空券、現地航空券、宿泊機関、鉄道バス、および乗車券などの手配と各手配の複数の組み合わせの場合	100,000円未満	20,000円以上旅行代金合計まで
	100,000円以上150,000円未満	30,000円以上旅行代金合計まで
	150,000円以上200,000円未満	40,000円以上旅行代金合計まで
	200,000円以上250,000円未満	50,000円以上旅行代金合計まで
	250,000円以上300,000円未満	60,000円以上旅行代金合計まで
	300,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金合計まで

但し、航空券の種類によっては上記の限りではありません。別途ご案内いたします。

第3条 手配旅行契約の成立時期

- (1)手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前条(1)の申込金を受理したときに成立するものとします。
- (2)当社は、前項(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合該当契約の成立時期は、当該書面において明らかにします。
- (3)当社は前条(1)および前項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって、旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申し込みを受け付けることがあります。この場合当該契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

第4条 手配旅行契約締結の拒否

- (1)当社は、業務上の都合により、お客様との手配旅行契約の締結をお断りする場合があります。

第5条 契約書面(予約確認書)

- (1)当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に旅行の日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は本旅行条件書、ご旅行参加申込書控、予約確認書、請求書等により構成されます。
- (2)前項の規定にかかわらず、第3条(4)に規定された、旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合は、契約書面の交付をしないことがあります。
- (3)本条(1)の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。
- (4)当社はあらかじめお客様の承諾を得て、お客様にお渡しする旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した

書面又は契約書面の交付に代えて、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法により、当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます)を提供することがあります。その場合当社はお客様の使用するファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

第6条 旅行代金、空港諸税等のお支払い

- (1)旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他運送・宿泊機関等に対して支払う費用および当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金および取消手続料金を除きます)をいいます。
- (2)航空券発券時に徴収させて頂く諸税、空港施設利用料、航空保険料および燃油特別付加運賃等(以下総称して「空港諸税等」といいます)は、旅行代金には含まれておりませんので、手配旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払い頂きます。なお、空港諸税等をお支払い頂いたとしても、渡航先国によって現地徴収の空港諸税等が存在する場合があります。
- (3)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金、空港諸税等の変動を生じた場合は、旅行代金、空港諸税等を変更することがあります。この場合において、旅行代金、空港諸税等の変更相当額はお客様にご負担いただきます。
- (4)お客様は当社の手配が完了したとき、当社所定の期日までにご旅行代金をお支払いいただきます。
- (5)旅行代金、空港諸税等およびお客様にご負担いただく費用等のお支払いに要する費用は、これをお客様の負担とさせていただきます。

第7条 旅行代金、空港諸税等の精算

当社は、旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用でお客様にご負担いただくものおよび旅行業務取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます)と旅行代金、空港諸税等として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後速やかに精算を致します。精算旅行代金が既に收受した金額を超えるときは、当社に対し差額をお支払いいただきます。精算旅行代金が既に收受した金額に満たないときは、お客様にその差額を払い戻します。

第8条 契約内容の変更および契約の解除

- (1)手配旅行契約の成立後、お客様のご希望により旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更される場合は、当社は可能な限りこれに応じます。
- (2)前項において手配旅行契約の内容を変更される場合、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料・違約料その他の手配の変更に関する費用および当社に対する旅行業務取扱料金を当社にお支払いいただきます。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生じる旅行代金、空港諸税等の差額は、お客様にご負担いただきます。
- (3)お客様は、以下の費用をお支払いいただくことにより、いつでも手配旅行契約を解除することができます。
 - a.お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又は未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用
 - b.当社所定の取消手続料金。ただし、発券済航空券については航空会社毎に取消の際の規定が異なる為、契約解除に伴う取消料は、当該会社航空会社の規定に準じます。
 - c.当社所定の旅行業務取扱料金
- (4)当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。
 - a.お客様から所定の期日までに旅行代金等が支払われないとき
- (5)前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社所定の取消手続料金および当社が得るはずであった旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。
- (6)お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。この場合お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を払い戻します。
- (7)お客様が本条(3)の規定により手配旅行契約を解除したときは、当社はお客様より收受した旅行代金からお客様にご負担いただく費用等および払い戻しに要する費用を差し引き、残金を払い戻します。

第9条 当社の責任

- (1)当社は、手配旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が第1条(5)の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が、故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)手荷物について生じた前項の損害については、損害発生の日から起算して、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様お1人様あたり15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。
- (3)お客様が、以下に例示するような事由によって損害を被られた場合は、当社は前々項の場合を除き、その損害を賠償をする責任を負いません。
 - a. 天災地変、戦乱、暴動、運送機関の遅延、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提

- 供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
- 運送・宿泊機関等との過剰予約受付（オーバーブッキング、オーバーフロー）により、予約を取り消され、又は搭乗、宿泊等を拒否されたとき。
 - 予約の再確認（リコンファーム）が必要な航空便において、当該航空会社の定める期日までにこれを怠ったために、予約が取り消され、搭乗できなかったとき。
 - お客様が搭乗締切時刻までに手続を完了せず、そのために搭乗できなかったとき。
 - お客様が航空券の紛失又は盗難に遭われたとき。
 - 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足および査証（ビザ）の不備の為、本邦ならびに渡航先国の出入国管理上、搭乗、出入国が不可能なとき。
 - 旅券（パスポート）記載のローマ字氏名と航空券記載の氏名が異なっているとき。
 - お客様のご都合にて予約済みの航空便に搭乗されず、以降のご予約が取り消されるとき。

第 10 条 お客様の責任

- お客様の故意又は過失、法令違反、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の手配旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社からの情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- 前条(3)h. に該当する場合であって、搭乗予定の航空会社から追加運賃の請求があった場合、その追加分の差額は、これをお客様にご負担いただきます。

第 11 条 個人情報の取り扱い

お客様がご旅行参加申込書に記載いただく、もしくは当社のインターネット上の旅行サイトWEBページ上でご入力いただくお客様の個人情報について、当社は以下の取り扱いをいたします。

- 利用目的
当社は、ご記載ならびにご加入頂いたお客様の個人情報を、お客様との連絡、ご旅行中の緊急連絡、運輸機関・宿泊機関等のサービス手配とその受領、旅行傷害保険加入手続、ご旅行に関するお客様への資料送付およびお客様サービスの向上の為の統計情報の取得に利用させていただきます。
- 提供
当社は、以下のいずれかに該当する場合を除いてはお客様の個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - お客様より同意を頂いている場合
 - 旅行手続において、運送・宿泊等のサービス手配、及びそれらの受領のために必要な範囲内で運送機関・宿泊機関等もしくはその手配代行者に提供する場合
 - 法令により要求され、また許容されている場合
 - 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難な場合
 - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、お客様の同意を得ることが困難な場合
 - 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - 個人情報に関する機密保持契約を締結している当社のグループ企業、協力会社、提携会社に対して、お客様ご本人に同意いただいた利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託を行う際に開示する必要がある場合
 - 統計的なデータとする等、お客様個人を識別できない状態に加工した場合
 - 合併・分社化・営業譲渡その他の事由によって、事業の継承が行われる場合

(3) 開示及び訂正・削除

当社はお預かりしている個人情報をお客様ご本人のお申し出によりその内容を開示させていただきます。また、内容の訂正および削除のお申し出があった場合は、速やかにこれに応じます。なお、開示・訂正・削除についてのお申し出は、個人情報管理事務局までお申し出ください。

- 当社の個人情報保護方針および取り扱いについては当社ホームページ <http://www.u-tour.jp/> をご覧ください。

第 12 条 その他のご注意

- 日本国籍の方のご旅行に必要な旅券（パスポート）、査証（ビザ）等の渡航手続およびこれらの残存有効期間の確認はお客様ご自身にて行っていただきます。ただし当社は所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手代行契約）として手続の一部代行を承ります。この場合当社はおお客様ご自身の起因する事由により、旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。
- 外国籍の方のご旅行に必要な旅券（パスポート）、査証（ビザ）、再入国許可証等の渡航手続およびこれらの残存有効期間の確認はお客様ご自身にて行っていただき、必要な査証等をお客様ご自身の責任において取得していただきます。
- お客様の旅行先の衛生状況については、厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>にてご確認ください。
- 渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客様さまにはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページを

ご確認くださいようお勧めいたします。

また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>へのご登録をお勧めします。

- 格安航空券の基本利用条件として、飛行ルートの変更不可、払戻不可、予約便以外の便への変更不可、途中降機の制限等、様々な制約がございます。ご利用の際は商品の詳細をご確認ください。
- 航空券によっては、予約された日時・経路通りに搭乗しないと、以後の予約が自動的に取り消されたり、ご利用の航空会社より各社の定める正規運賃との差額等を後日請求されることがございますのでご注意ください。この場合当該追加代金の支払いはお客様の帰属するものと致します。
- 航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、当該サービスに関してのお問合せ、登録等はおお客様ご自身にて航空会社へご申告下さい。当社ではマイレージサービスに関しての責任は負いかねますので、ご了承下さい。

★変更手続料金、取消手続料金と航空券取扱料金等のご案内★

- ご旅行契約成立後、万が一お申込を変更や取消される場合は下記の取消手続料、変更手続料が必要となります。
- 海外航空券のお取扱手数料は一人様 3,240 円～5,400 円を申し受けます。
- 海外航空券の変更・取消手続き料金
発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消し、再度予約をすることになりますので、取消手続料金を申し受けます。
- 宿泊機関、鉄道・バス・レンタカー、現地発着ツアー等の場合、個々の条件が異なる為、別途ご案内いたします。

日帰りオプションツアー取消料金

出発の4日前	無料
出発の3日前	旅行代金の 20%
出発の2日前	旅行代金の 50%
出発の前日	全額
当日又は無連絡	

※マレーシア政府系旅行会社を利用するツアー、宿泊を伴う現地オプションツアー、現地発着航空券等上記に当てはまらない場合は別途ご案内いたします。

国際線航空券取消・変更料金

取消・変更日（出発の前日より起算）	取消・変更手続料金	
	通常期	ピーク期
45～31 日前	0 円	15,000 円
30 日～15 日前 （但し、航空券代が 6 万円以下の場合）	15,000 円 (10,000 円)	30,000 円 (20,000 円)
14 日～前日 （但し、航空券代が 6 万円以下の場合）	20,000 円 (15,000 円)	40,000 円 (30,000 円)
当日および旅行開始日	全額	

ピーク期とは、12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31 ご出発が対象です。

航空券発券後は取消日に関わらず必ず取消料の対象となります。発券後に変更・取消となった場合でも、発券手数料はご返金できません。変更・取消料が航空券代を上回る場合は、航空券代金を最高とします